

令和2年度

第10回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第10回総会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月19日（火）午後2時30分から午後3時53分
- 2 開催場所 静岡市役所本館4階 41会議室
- 3 出席委員（19人）

会長	13番	西ヶ谷量太郎				
会長職務代理者（副会長）	12番	徳田 雅亮				
委員	1番	伊藤 修司	2番	遠藤 公夫	3番	大石 雅章
	4番	大石 泰子	5番	大塚 師輝	6番	佐藤 直美
	7番	佐藤 操	9番	杉山 寿朗	10番	鈴木 茂樹
	11番	鈴木 長一	14番	西子 親慶	15番	仁藤 雅巳
	16番	堀越 隆正	17番	牧野 正昭	18番	松永 一雄
	19番	望月 芳明	20番	山田 常己		
- 4 欠席委員 8番 白岩 正行
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第59号 非農地証明申請について
 - 議案第60号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
 - 報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第42号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第44号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 6 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 青嶋 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、副主幹 小林 満明、主事 寺園 理帆、主

幹兼農地係長 望月 嘉里、主査 松永 文雄、主査 竹本 公彦、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

7 会議の概要

議長 　　ただ今から、令和2年度第10回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、8番白岩正行委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

9番 杉山寿朗 鈴木茂樹委員、11番 鈴木長一委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。なお、会議録の作成にあたり、マイクが届いてからのご発言に、ご協力をお願いします。それでは、最初に議案第56号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　【議案第56号朗読】

計画は2ページ、3ページに記載のとおり7件でございます。内容については、担当の農地利用課職員から説明いたします。

農地利用課 　　令和3年1月29日に公告を予定している農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるため、審議をお願いするものです。お手元の議案書1ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画案は所有権移転7件です。2ページをご覧ください。今回の7件の契約については関連案件のため、まとめて説明させていただきます。申請事由ですが、譲渡人7名は、お茶の価格低迷によってお茶の作付けを止めたため、農地の管理が難しく、一方、譲受人は伊佐布在住の71歳の認定農業者で約110aの農地を耕作しており、榊を中心に今後規模拡大したく、双方で話がまとまったため今回の所有権移転の申請となりました。譲受人は、71歳と比較的高齢ではありますが、36歳の息子も農業経営に携わり、後継者として認められるため、問題はないと判断しました。売買金額についてですが、整理番号1は645,600円。整理番号2は124,650円。

整理番号3は392,550円。整理番号4は131,100円。整理番号5は131,250円。整理番号6は93,000円。整理番号7は373,650円です。金額は譲渡人、譲受人の双方の話し合いによって決定し、10aあたり150,000円で算出されています。

議 長 次に、ただいまの説明に関連し、事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 ただいま説明のありました農用地利用集積計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 これより、質疑に入ります。議案第56号について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 2 番 農用地利用集積計画を利用するメリットは、普通、農地法第3条により所有権移転を行うと思うのですが、これを使うことによってどんなメリットがあるのか教えてください。

農地利用課 減税のメリットが受けられます。売り手は租税特別措置法第34条の3の規定により譲渡所得の8,000,000円控除があります。一方買い手の方は、一つは地方税法第11条第1項の規定により不動産所得税の評価額の3分の1控除。もう一つは租税特別措置法第77条の規定により登録免許税の税率が2%から1%に変わるという、減税のメリットが受けられます。

1 2 番 この制度を使えるのは認定農業者だけですか。

農地利用課 基盤強化法第18条による所有権移転は認定農業者のみとなっています。

議 長 発言もないようですので、議案第56号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第56号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第57号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第57号朗読】**

申請は5ページ、6ページに記載のとおり12件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1班です。整理番号81番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号82番、清

水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号83番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号84番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請者はこれまでも地元柄、近隣の農家の皆さんのお手伝いなど40年程度続けている経験を活かし農家として独立したく、営農場所を探していたところ話がまとまり、農家創設の申請に及んだものです。栽培作物は、経験を活かし、野菜類等を栽培予定です。販路としては、JAへ出荷を計画しており、営農計画書も添付されております。整理番号85番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請者は富士宮市内で父親の農業を手伝った経験を活かし、農家として独立したく、営農場所を探していたところ話がまとまり、農家創設の申請に及んだものです。栽培作物は、経験を活かし、野菜類等を栽培予定です。販路としては、JAへ出荷を計画しており、1年目の売上目標は、4,170,000円を目標にしており、営農計画書も添付されております。

- 5 番 職員から説明がありました整理番号81番、82番、83番につきましては、1班としては許可相当と判断しました。整理番号84番、85番は、県営畑総事業の場所にあたります。整理番号84番、85番の農家創設で借りる所なのですが、整理番号84番につきましては農家創設で賃借。年齢的に70歳ということで高齢ではあります。この方は定年退職後に本格的に農作業を始めたということで、農家と付き合いがあり、こちらの畑総の所の30aの面積でやっていきたいということでした。面積的には年齢も多いことから、これ以上借りるのも大変かと思えます。この方は元々農家の息子ということではありませんが、父親が農協の準組合員で、農業に少しは関心があったということです。今は野菜等中心にやっているということです。営農計画等見ますと農家としては農業経営といえるような所得を目指しているとは思いますが、この地区の畑が枯れてしまうということを検討しますと、この方にやっていただくということがいいのではと思いません。整理番号85番、この方は5町歩を借りるということですが、畑総はみかんとかお茶が主になっています。現地調査の際、本人に確認しまして野菜を作ると

いうことでした。この時期は何を作っているかは分かりませんが、今後は馬鈴薯、落花生を作るということでした。営農計画によると1年目は4,000,000円、5年後は10,000,000円を目指すということでした。5町歩借りて大丈夫かということについては、二人で野菜を中心にやっていくとのことですが、ほとんど機械化してやるということでした。被害防除につきましてはドローンでやっていくということです。農家創設となっていますが今現在3年目に入っているため、農業経営もしっかりしている様子でした。申請者とその家族は45歳と34歳と若いのでこの地区の畑総を盛り上げていただきたいと思います。畑総が20haと広いのですが、畑総自体が野菜には不向きということ聞いています。3～5年で畑向きになるとのことでした。今現在は借地ですが、将来的には購入していきたいということでした。営農計画もしっかりしており、農協のバックアップもあるので、農家創設については問題ないと判断しました。1班としましては整理番号84番、85番の農家創設については問題ないということと判断しました。

事務局 2班です。整理番号86番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号87番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、子の妻への親族間の贈与です。

2番 事務局から説明がありました整理番号86番、87番の2件について、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

事務局 3班です。整理番号88番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。整理番号89番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。

7番 職員から説明がありました整理番号88番、89番については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議、よろしくお願いたします。

事務局 4班です。整理番号90番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。整理番号91番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。整理

番号92番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。

4 番 職員から説明がありました、整理番号90番から整理番号92番について4班としては許可相当と判断しました。ご審議、よろしくお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第57号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第57号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第58号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第58号朗読】**

申請は8ページ、9ページに記載のとおり11件でございます。

議 長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号73番を審議します。農業委員会等に関する法律第31条第1項に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

議 長 それでは、地区審査を行いました4班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 整理番号73番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は果樹研究機関で、この度土地改良事業における創設非農用地を柑橘試験研究業務のための研究圃場として整備するなか、換地処分前に先行し、圃場施設機能の一つである調査棟を建築したく申請に及んだものです。申請人は、同じ創設非農用地内に令和元年5月に機械庫及防火水槽の許可を得ております。今回申請する調査棟は、換地処分後に建築予定でしたが、換地処分が遅れているため、申請に及んだものです。農地区分は第1種農地で、不許可の例外の非農用地区域に該当します。非農用地区域は、圃場整備事業等換地を伴う土地改良事業の円滑な実施を図るため設けられるものです。本申請では、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する場合において、公益性を考慮して、不許可の例外として取り扱います。今回の申請は、換地処分前に先立って

転用するため、申請に及びました。換地処分の予定は、当初令和2年3月末を予定しておりましたが、換地処分の時期が遅れており、令和4年度中を予定しています。なお、圃場施設内の土地は、換地処分がされた段階で登記簿上の地目が雑種地へ変更される予定です。

4 番 事務局から説明がありました、整理番号73番について、地区審査会で、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告します。申請者は、国の試験研究機関として発足し、その後、統廃合を経て、現在の国立研究開発法人という組織になっているそうです。法人の研究組織の部門が幾つかありまして、北海道から九州まで全国に拠点があります。職員数は約3,000人だそうです。静岡市内では、興津に柑橘研究拠点があります。業務内容は、柑橘類の新たな品種の育成などです。今回申請した調査棟の用途は、果樹の調査分析をする研究室、低温貯蔵庫などに使用されるそうです。被害防除に関しては、申請地周囲はフェンスで囲われており、問題ないかと思われます。また、令和4年度中には敷地全体を換地処分する予定とのこと。以上、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第58号中整理番号73番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第58号中整理番号73番は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には自席にお戻りいただきます。

議 長 それでは、議案第58号中整理番号73番を除く10件について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号63番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請人は隣接地の既存宅地を使用し、住宅の建築を予定しておりますが、駐車場スペースがなく申請地の所有者に相談したところ話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。水の使用はなく雨水については自然浸透です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号64番、

清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家で生活をしておりますが、子供の成長と共に手狭になり、両親に相談したところ、父親所有の土地を借り、住宅を建築することで話がまとまり、申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま
す。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われま
す。整理番号65番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、借家で生活をしておりますが、子供の成長と共に手狭になり、子供の持病もあるため自然豊かな場所に住宅を建築したく所有者に相談したところ、話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま
す。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われま
す。

5 番 職員から説明がありました整理番号63番、64番、65番の3件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 2班です。整理番号66番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は土地所有者の子の妻です。現在市外的美容室に勤務していますが、家の近くで地域密着型的美容院を開業したいと考え、候補地を探していたところ土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第1種農地ですが不許可の例外にじみ出しに該当します。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題はないと思われま
す。整理番号67番から70番は同一案件のため合わせて説明します。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は総合建設業を営む法人です。申請事由ですが、公共工事で発生した残土の処分場の用地を探していたところ、土地所有者からの要望もあり申請に及んだものです。事業計画面積は4,472㎡、うち農地転用面積は2,412.8㎡です。工事発生土から農地に適した土を使用し畑地造成を行います。2年間の一時転用で、転用終了後は畑として使用する作付け確約書が提出されています。農地区分は第2種農地と判断され、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われま
す。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。整理番号71番葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は法人と簡易郵便局委託契約を結んでいる個人事業主で、簡易郵便局建設用地を探していたところ土地所有者と話

がまとめ申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われます。

2 番 職員から説明がありました6件のうち、整理番号67番から70番の4件について現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告します。申請人は建設業を営む法人で、主として公共工事を請け負っています。現地調査及び聞き取り調査には、譲受人の担当者のほか、譲渡人も1名立ち合っていました。現地状況ですが、申請地は道路より低い位置にあり、耕作放棄地となっていました。このため、この地区の公共工事で面識のあった申請者の地権者側から畑地造成の条件を、残土処分場として使用する提案がなされていたことを確認しました。畑地造成で使用する残土については、瓦礫等を取り除いた土を使用し、表土50cmから60cmには特に畑に適した山の土を使用する等具体的な計画が事業者と耕作者とで交わされていました。周辺の農地や河川への被害防除として、法面を設け、敷地境界付近に柵を設けることで、土の流出を防ぐ計画となっています。雨水は自然浸透ですが、計画地周辺にU字溝を設置し、集水桝から道路側溝へ排水する計画となっており、対策が講じられていることを確認しました。以上により、現地調査及び聞き取り調査を行った4件を含めた計6件について、2班として許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号72番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は土木建築業を営み、葵区に本店を置く法人です。申請事由ですが、現在使用している資材置場が手狭になったため、新たに資材置場を確保したく、この周辺の土地を探していたところ、利便性もよい隣地の土地所有者と話しがまとめ、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接する農地はないということです。また、水の使用はなく、雨水は自然浸透で、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討済となっています。

7 番 職員から説明がありました整理番号72番の案件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 整理番号70番の案件で、公共残土を捨てるということですがどの辺から持ってくるのか。埋め土をするのに農道を使用するとのことですが、かなりの時間を

要することから道路がかなり傷むのではないかと思います、その辺の確認はされましたか。

事務局 どの土を持ってくるかということについては、公共工事を受注してから、その土を持ってくるということになっていきますので、今現在ではどこの場所から持ってくる土というのは明確には分からないということでした。農道の使用についての計画はなく、県道から直接造成地に入る計画になっておりますので、農道を使用して傷めることはないと認識しています。

3 番 県道としても同様です。土量もどれくらい入るか分からなく、期間も2年と長期であったので教えてください。

事務局 土量については、盛土としては13,000m³を計画しております。道路については、申請書には記載がなく確認できていなかったもので、許可後にはなりますが、そのようなことがないように対策を講じるように伝えることは可能と考えています。その他、河川等が申請地の北側にありますが、市の許可を得た上で工事に着手する手続きは確認しております。

5 番 地図をみて上流、下流とか申請地になっているのですが、盛土した後、コンクリート構造物を作るのか。下の方の了解は得ているのか。地元の部農会等に十分な話し合いをもってこの地域に埋め土をするということを話されているのですか。

事務局 図面の左肩、下がっているところになります。隣地の承諾は得ていることは確認しております。また、段差ができるため法面で均したあとにその隣接地から1m離れたところに50cmの柵を設ける計画になっています。そのことから土の流出に対する対策は講じていると考えています。部農会については、部農会長の所には行っていないということでしたので、現地調査の時に行くように指示をしております。周辺農家の方たちとは十分な話をしているということで確認はしております。

5 番 今現在ここは何を作っているのですか。また、埋めた後、何をどんな形でやっていくのか教えてください。

事務局 現地を確認した時は既に耕作放棄地でした。そうなる前はお茶、一部田んぼをやられていたそうです。話を聞くと田んぼには水を引き込むことが難しくなって、早目にやめてしまったということ。造成後は全て畑としてやるということですが、お茶なのかどうなのか作物を聞いたが、まだそこまでは決めていないということ

でした。4名の権利者と協議をしたうえで作物を決めていくと伺っています。

5 番 66番は第1種のにじみ出しで美容室の店舗をやるということで、都市計画法の許可ということになると思います。面積の許容範囲、また美容室は第一種でも営業ができるのか、教えてください。

事務局 第一種農地ではありますが、農用地区域内農地ではありませんでした。調整区域で開発行為に該当しますので、開発指導課の許可は同時申請で取れるという形にはなっています。ただ、面積につきましては確認していませんでしたので、詳細は不明です。

事務局 建築面積のことですが農地法で建築面積の2分の1か、調整区域なので300㎡以下のいずれか小さい方が適用されるということになります。

議長 申請者はどのような会社ですか。

事務局 職種では総合建設業となっており、公共事業の工事を請け負う業者というように伺っております。

17番 県道からの出入口はどの辺りですか。

事務局 県道と申請地には段差がありまして、車が唯一通行できるのは左端と県道が接している所、ここが唯一入れる所になっていますので、工事車両はここからしか入れない形になっています。

18番 山と山の間になっていて窪地になっていると思うのですが、どのくらいの高さを埋めるのですか。

事務局 山と山の間になっているのではなく、県道及び北側は河川になっています。

2番 県道も狭くなく、大型も楽に入れます。

事務局 造成の高さとしては、一番高い所で7m程の造成計画になっています。

3番 71番の簡易郵便局の件ですが、そこにお住まいになるのか、また簡易郵便局は許可案件になるのかどうか。

事務局 申請地には居住しないとのことで、簡易郵便局の業務のみ行うということです。許可制なのかということについては、法人と契約を結ぶという形をとっており、業務が行えるのは研修を受けた者でないとできないことになっています。

3番 簡易郵便局の業務内容とは何か。

事務局 簡易郵便局の業務は、郵便事業、貯金事業、保険事業、カタログ販売事業となっています。営業日としては月曜日から金曜日、年末年始及び国民の祝日に関する法律に規定する休日が営業日になっています。営業時間としては、郵便が9時

から17時まで、貯金、保険につきましては9時から16時までの営業時間で行うことが、内定通知に記載されています。

- 3 番 簡易郵便局は何のために必要なのか。
事務局 住民の利便性を求めて、このような委託契約を結ぶと聞いています。
議長 発言もないようですので、議案第58号中整理番号73番を除く10件について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 議案第58号中整理番号73番を除く10件は、原案のとおり決定いたしました。

従いまして、議案第58号は全て原案のとおり決定いたしました。次に、議案第59号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

- 事務局長 **【議案第59号朗読】**

申請は11ページに記載のとおり4件でございます。

- 議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と班長の審査結果の説明をお願いします。

- 事務局 1班です。それでは、説明させていただきます。整理番号20番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、近隣住民と集会所兼倉庫を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和2年12月24日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を行い、確認していただきました。

- 5 番 職員から説明がありました整理番号20番の1件については、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

- 事務局 2班です。整理番号21番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。昭和42年に亡祖父が物置を建築し現在に至ります。証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和3年1月5日に、地区担当農業委員立会いのもと調査を行い確認していただきました。整理番号22番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。亡養父が大正10年に建築した居宅を昭和27年に購入し現在に至ります。証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和3年1月5日に、地区担当農業委員に航空写真等を確認していただきました。

- 2 番 職員から説明がありました整理番号21番、22番の2件につきましては、2

班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

事務局 3班です。整理番号23番葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、証明基準2建築物が設置されている土地に該当します。令和2年12月24日に、地区担当委員の立会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。

7番 職員から説明がありました整理番号23番については、3班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいまの議案第59号について、発言のある方は挙手をお願ひします。
発言もないようですので、議案第59号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第59号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第60号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願ひします。

事務局長 **【議案第60号朗読】**

申出は13ページに記載のとおり6件でございます。

事務局 整理番号33です。当該生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約160日農作業に従事していました。1月5日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号34です。当該生産緑地は平成18年と平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約330日農作業に従事していました。1月5日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号35です。当該生産緑地は平成19年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約330日農作業に従事していました。1月5日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号36です。当該生産緑地は平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。1月5日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号37です。当該生産緑地は平成20年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。1月5日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号38です。当該生産緑地は平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事して

いました。1月5日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。

議 長

ただいまの議案第60号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、議案第60号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長

議案第60号は、原案のとおり承認いたしました。

ここからは報告事項に入ります。報告第41号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第41号朗読】

通知は15ページ、16ページの8件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事 務 局

それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号109番については、農地中間管理事業への契約切替に伴い、合意解約しました。整理番号110番については、経営規模縮小のため合意解約しました。別の借り手へ再配分する予定です。整理番号111番については、耕作条件不良のため合意解約しました。別の借り手へ再配分する予定です。整理番号112番と113番については、同一の案件です。経営規模縮小のため合意解約しました。整理番号114番については、立地条件が悪いため、合意解約しました。整理番号115番については、新規認定農業者へ集約するため、合意解約しました。整理番号116番については、賃貸人が返還を希望したため、合意解約しました。

議 長

ただいまの報告第41号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第41号を終わります。次に、報告第42号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第42号朗読】

届出は18ページから26ページの80件がございました。その内訳は、4条の転用が17件、5条の転用が63件です。5条の転用の内訳としましては、所有権移転が55件、使用貸借による権利の設定が8件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長

ただいまの報告第42号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第42号を終わります。次に、報告第43号に

ついて、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第43号朗読】

届出は28ページ、29ページの33件がございました。

内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

ただいまの報告第43号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第43号を終わります。次に、報告第44号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第44号朗読】

申出は31ページの4件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局

整理番号9は、12月1日、最適化推進委員と整理番号10、11は、12月10日、最適化推進委員と整理番号12は、12月21日、最適化推進委員と現地確認を行いました。以上4件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付しました。

議長

ただいまの報告第44号について、発言のある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。発言がないようですので、報告第44号を終わります。

以上で、本日の議案及び報告事項を全て終了しました。これをもちまして、第10回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。